

閉会中（休会中）の質問に対する回答について

回答日：令和8年2月5日

回答者：横須賀市長

議会基本条例第19条第1項の規定による大村洋子議員の質問について、同条第2項により次のとおり回答します。

【回 答】

質問1-(1)及び質問1-(2)

令和7年12月22日に横須賀市、米海軍横須賀基地司令部、南関東防衛局の3者で米軍の交通教育についての会議を実施しました。

この会議では、在日米軍施設・区域内で実施されている交通教育の実情のほか運転ライセンスの運用、任意保険の加入状況などについて議論をしたところです。

米海軍横須賀基地司令部では、再発防止策として交通事故が発生した際は、米海軍横須賀基地内で周知、啓発を行っており、横須賀警察、憲兵隊で連携して合同パトロールや交通安全啓発活動も実施していることが確認できました。

また、米海軍横須賀基地においては、横須賀基地に赴任した軍人・軍属、またその家族に対して教育プログラムを実施しており、そのプログラム内で交通教育をしっかりと実施していると聞いています。

在日米軍における米軍人に対する交通安全教育の詳細については、政策上の理由により確認できませんでしたが、在日米軍が交通安全を非常に重視しており、隊員及び地域社会の確保に努め、常に安全運転の重要性を隊員に強調し、在日米軍施設・区域外での責任ある行動を促していることが確認できました。

いずれにしても在日米軍そして横須賀基地司令部が交通安全を非常に重要視していることは確認できたところです。

今後も関係機関と緊密に連携しながら、必要に応じ引き続き、この3者協議を継続してまいります。

質問Ⅰ-(3)

日米地位協定第10条1に規定する運転許可証もしくは運転免許証又は軍の運転許可証（以下「運転許可証等」という。）は、道路交通法第107条の2に規定する国際免許証又は外国運転免許証に該当せず、運転許可証等を所持する者は同法の規定による行政処分の対象とされていないと承知しています。

他方、日米地位協定に基づく米軍関係者等が交通違反をした場合、違反点数の累積による運転免許停止や取り消しの行政処分の対象とはなりませんが、違反金の支払い、あるいは裁判で有罪となった場合には懲役刑または罰金が科されると承知しています。そのうえで、別途米海軍横須賀基地内において交通裁判が開かれ、米軍独自の裁量により処分の対象となるとのことです。

質問Ⅰ-(4)

在日米軍の交通教育の現場視察を行う考えはありません。